

一般社団法人 麻産業創造開発機構

ご入会案内

当機構はCBD製品の製造販売事業及び大麻産業に携わる、メーカー、商社、店舗、生産者、研究者、医師、関係企業、関係諸団体に向けた最新の会員情報をお届けいたします。
化粧品やサプリメント、脱炭素やSDGsの分野で今後CBDや麻産業を活用した新事業をお考えの方は、是非ホームページからご入会ください。

【会員向けサービス】

1. 会員間の商取引や交流機会の提供
2. セミナーや研究会等の開催(大麻草に関わる伝統、新産業の可能性、CBDの有用性に関わるエビデンス、法制度や管理制度について等)。年3~4回。
3. 会報の発刊。年1回。
4. CBD及びTHC検査の斡旋
5. 大麻草由来(CBD含む)の製品の開発や販売等の支援



会員規約

(会員の入会)

- (1) 本会への入会希望者は、別に定める入会申込書を事務局に提出して、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 本会への入会希望者は、本機構に所属する会員企業からの紹介であることを原則とする。

(会員の退会)

- (1) 会員は、次の各号に該当する場合には退会するものとする。1. 会員の資格を喪失したとき。2. 退会の届け出が理事会において承認されたとき。3. 理事会において除名の決議があったとき。
 - (2) 会員は、自らの意思により本会を退会しようとする場合には、退会予定日の1ヶ月前までに事務局に届け出なければならない。
 - (3) 前項の場合には、この会に納付すべき会費、負担金その他経費のうち未納の分は完納しなければならない。
- (除名) 会員が次の各号のひとつに該当するときは、総会の2/3の議決を経て、その会員を除名することができる。
- (1) 正当な理由なく会費の納入、その他会則の規定する義務の履行を怠ったとき。
 - (2) 会の事業を妨げ、または統制を乱したとき。(3) 会の名誉を著しく毀損する行為があったとき。

(会費)

- (1) 会員は、別に定めるところにより、会費を納めなければならない。
- (2) 会員は、前項の会費のほかに、支援業務が発生した際には、別途費用を納入しなければならない。
- (3) 会費は、年1回払いとし、入会月の月末までに納入しなければならない。但し、年度の途中にて入会する場合の会費の支払いは、会議にて入会が認められた日の属する月の月末までに納入しなければならない。
- (4) 会費額は、原則として各企業均等とする。
- (5) 一旦納付された会費は理由の如何によらず返却しない事とする。本会を退会した者は、会員として一切の権利を失い、既納の会費その他拠出金等一切の資産については、これを返還しない

法人会員【会員サービス全て】: 入会金1万円 年会費5万円、個人会員【会員サービス2,3】: 入会金5千円 年会費1万円

CBD事業や麻産業にご興味ある方のご支援をいたします

入会についてはホームページの「入会案内」から
一般社団法人 麻産業創造開発機構 事務局
メールアドレス: info@hidojapan.org
電話番号 070-8418-8297
URL : <https://hidojapan.org/>



ご入会申込はHPから



麻産業創造開発機構
HIDO